

福島県内 全市町村と
福島県からの
お知らせ

個人住民税における 特別徴収義務者の一斉指定について

◎ 福島県と県内市町村は、県内における個人住民税の特別徴収を推進するため、対象となる事業主の皆様を特別徴収義務者として、平成27年度または平成28年度に一斉に指定する取組を実施していくこととしました。

■ 個人住民税の特別徴収とは、給与支払者が、所得税の源泉徴収と同様に、個人住民税の納税義務者である給与所得者に代わって、毎月従業員に支払う給与から個人住民税（個人市町村民税と個人県民税）を徴収（差引き）し、納入していただく制度です。

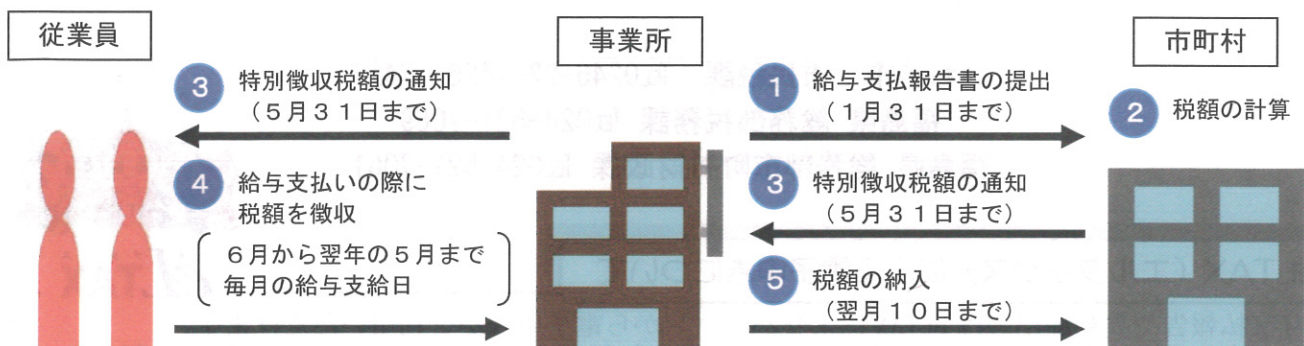
※ 所得税は源泉徴収しているけれど個人住民税はしていない、ということはありませんか？

■ 地方税法第321条の4及び各市町村の条例の規定により、給与を支払う事業者は、原則としてすべて特別徴収義務者として個人住民税を特別徴収していただくこととされています。

特別徴収の事務

毎年5月に特別徴収義務者あてに「特別徴収税額決定通知書」をお送りしますので、その税額を毎月の給与から徴収し、翌月の10日までに合計額を各従業員の住所地の市町村へ納入していただきます。

特別徴収による納税のしくみ



個人住民税の特別徴収



Q1

特別徴収は新しい制度ですか。
なぜ、いまさら特別徴収をしないとイケないのですか。

A

地方税法では、従来から所得税を源泉徴収している事業者（給与支払者）は、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないこととされています。

従業員が前年中に給与の支払いを受けており、当年の4月1日現在給与の支払いを受けている場合には、事業主は特別徴収しなければならないことになっています。

Q2

今から特別徴収に切り替えるとなれば、手間もかかります。
これをすることで何かメリットはあるのですか。

A

個人住民税の特別徴収は、所得税のように、税額を計算したり年末調整をする手間はかかりません。

税額の計算は給与支払報告書等に基づいて市町村で行い、従業員ごとの個人住民税額を各市町村から通知しますので、その税額を毎月の給与から徴収（差引き）し、合計額を翌月の10日までに、金融機関を通じて各市町村に納めていただくこととなります。

なお、特別徴収をすると、従業員一人ひとりがわざわざ金融機関へ納税に出向く手間を省くことができます。納め忘れにより延滞金がかかる心配もありません。さらに、普通徴収の納期が原則として年4回であるのに対し、特別徴収は年12回なので従業員（納税義務者）の1回あたりの負担が少なくてすみます。

Q3

新たに特別徴収を行うには、どのような手続きをすればよいですか。

A

来年度から新たに特別徴収をされる場合は、給与支払報告書を提出される際に、総括表の右下欄の「平成27年6月から実施する」を○印で囲んで提出してください。また、いわき市から送付された以外の総括表を使用する場合は、「特別徴収希望」と朱書きしてください。

特別徴収の実施時期について
右記のいずれかに○をつけてください。
※平成28年度以降は、すべての事業所を特別徴収事業所として指定します。

平成27年6月から実施する

平成28年6月から実施する

丸印で囲んでください。

いわき市 市民税課 Tel.0246-22-7426・7427
福島県 総務部税務課 Tel.024-521-7069
福島県 総務部市町村財政課 Tel.024-521-7061



eLTAX（エルタックス）による電子申告について

給与支払報告や異動届出等は eLTAX によりパソコンから電子申告がご利用いただけます。
詳しい内容や手続き等については eLTAX ホームページ (<http://www.eltax.jp>) でご確認ください。